

宮まちづくりネットワーク会則

(目的)

第1条 この会は、主に宇都宮市を活動の拠点とし、地域住民はもちろん学生ボランティア等と連携を保ちながら、さらなる地域・社会貢献活動を推進することを目的とする。

第2条 この会は、宮まちづくりネットワーク（以下「当会」という。）と称し、事務所を宇都宮市本町13-2 「アソシアラ・ブラダール」内に置く

(事業)

第3条 当会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う

- (1) 宇都宮市のまちづくりを市民レベルで考え、活動する
- (2) 地域・住民・小中高生へのボランティア指導・育成
- (3) 前の2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 当会の会員は、第1条の目的に賛同する栃木県内に居住、若しくは勤務する者、又は栃木県内の団体に所属する者とする

(役員)

第5条 当会に、次に掲げる役員を置く

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 副代表世話人 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

2.役員は、総会において会員のうちから選任する

3.役員任期は、2年とする。ただし、後任役員が選任されるまでは、なお任期が継続するものとする

4.役員は、再任を妨げないものとする

(役員任期)

第6条 代表世話人は、当会を代表し、会務を総理する。

2.副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときは、代表世話人があらかじめ指定する副代表世話人が、その職務を代理する

3.理事は、当会の運営にあたる

4.事務局長は、事務局をとりまとめ、当会の事務を執行する

5.監事は、当会の会計及び業務執行の状況を監査する

(顧問及び相談役)

第7条 当会に、顧問及び相談役を置くことができる

(会議)

第8条 当会の会議は、総会及び役員会とし、代表世話人が招集する

2.会議の議長は、代表世話人をもって充てる

3.会議の議事は、出席者の過半数をもって決する

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、代表世話人が必要を認めるときは、臨時総会を開催することができる

2.総会は、次の各号に掲げる事項を議決する

(1) 会則の改正に関すること。

(2) 会費に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、当会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、代表世話人、副代表世話人、理事及び事務局長をもって構成する。

2.監事は、役員会に出席し、意見を述べるることができる。

3.役員会は、総会付議事項の審査及び総会から委任された事項の処理にあたる

(事務局長)

第11条 事務局長は、必要に応じて事務を行う。

(会計)

第12条 当会の事業は、補助金、寄附金その他の収入により運営する

2.当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(会費)

第13条 会員は無料とする

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、当会の運営について必要な事項は、役員会の承諾を得て、代表世話人が定める。

この会則は、平成9年4月1日から施行する。